



『土用の丑の日』



土用の丑の日といえば、夏のイメージが強いですが、土用とは季節の変わり目を意味し、立春、立夏、立秋、立冬の直前の約18日間を指すそうです。昔は、夏だけに限らず、季節の変わり目である土用は体調を崩しやすいので、栄養のあるうなぎを食べよう！という考えが強かったそうです。うなぎには疲労回復や食欲増進に効果的な成分が多く含まれているので、個人的にはやはり夏の土用の丑の日こそ夏バテ防止にうなぎを食べたくなります。さて、「めがね税理士通信」2020年7月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

続・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

今月も引き続き、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の概要についてご案内致します。今回は「消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例」と「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」についてです。

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

- 消費税の免税事業者が、課税事業者を選択する(又はその選択をやめる)際には、原則としてその課税期間の開始前までに届出書を税務署に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者については、**下記要件にすべて該当する場合に**、税務署に申請することで、**課税期間開始後でも課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能となります。**
- 課税事業者を選択すると通常は2年間は免税事業者となることができませんが、この特例により課税事業者を選択した場合は、その制限が適用されません。

【要件】

- ① 令和2年4月30日以後に申告期限が到来する課税期間である
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に、一定期間(1ヶ月以上の任意の期間)の収入が、前年同期に比べ50%以上減少している
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出する



特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により**その経営に影響を受けた事業者**に対して金融機関等が行う一定の特別な貸付のうち、**令和3年1月31日までに作成された消費貸借契約書**については、**印紙税が非課税となります。**
- 早期に契約を交わした等で**既に印紙税を納付している場合でも**、「印紙税過誤納確認申請書」を作成し税務署に提出することで、納付した税額相当額の**還付を受けることが可能です。**

開業9周年を迎えました。

むかいアドバイザーグループの向智大です。当グループは2020年6月8日に開業9周年を迎えました。これもひとえに皆様のご支援があったからこそと、心より感謝申し上げます。

また9周年に合わせたわけではありませんが、社屋のロゴ変更や塗装工事も行い、事務所建物もイメージを一新して真っ白になりました。

新型コロナウイルス感染症が世界的な問題となっている昨今では御座いますが、新たなスタートの気持ちで、社員一同従前にも増してサービスの向上に努めて参ります。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い致します。



人間は神様ではないのだから、一点非のうちどころのない振舞などとうてい望めないことで、ときにあやまち、ときに失敗する。それはそれでいいのだが、大切なことは、強い覚悟をもっているということである。昔の武士がいさぎよかったというのも、自分の非をいたずらに抗弁することなく、非を非として認め、素直にわが身の出处進退をはかったからで、ここに、修行にできた一人前の人間としての立派さが、うかがえるのである。自分の非を素直に認め、これにいつでも殉ずる-----この心がまえを、つねひごろからおたがいに充分に養っておきたいものである。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『死後事務委任契約とは?』

Aさん: 私は一人暮らしで、親戚とも疎遠で近くに頼れる人がいません。今は元気なので問題ありませんが、将来、自分が死んだ後の手続きを親族に頼むのは心苦しいです。何か良い方法はないでしょうか?

たかこサン: 死後事務委任契約という契約を結ぶことで、ご自身の死後の手続きを第三者に任せることができます。お元気なうちに、信頼できる方を見つけて死後事務委任契約を結んでおくことで、ご自身の意思を反映した死後事務を実現することができます。

死後事務委任契約で委任する手続きには、以下のようなものがあります。

- ① 通夜、葬儀、火葬、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- ② 親族等への訃報連絡に関する事務
- ③ 医療費、老人ホーム等の施設利用料等の清算に関する事務
- ④ 生活用品、家財道具等の処分に関する事務
- ⑤ 公共サービス等の名義変更、解約、清算に関する事務
- ⑥ 行政官庁等への諸届け事務
- ⑦ SNSアカウントの処分に関する事務
- ⑧ 相続財産管理人の選任の申立てに関する事務

Aさん: そういった事務手続きに関する希望を、遺言書に書いておくことはできないのですか?

たかこサン: 遺言書は、あくまで財産の分け方に関することを書くものなので、死後の手続きに関することを記載しても法的拘束力がなく、希望通りに実現されるかは分かりません。財産の分け方は遺言書で、死後の手続きについては死後事務委任契約書で、それぞれご自身の意思を遺しておかれると良いと思います。

また、実際に手続きが行われるのはご自身の死後となるため、相続人との間でトラブルになるリスクを減らすためにも、公正証書で残しておくことをお勧めします。



税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください!

➡ ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00~18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>